

令和6年度医療提供体制推進事業費補助金（電子処方箋の活用・普及の促進事業） 対象事業一覧

1 対象事業（歯科診療所）

事業区分	対象となる条件	補助の内容（想定）	
		補助率	補助上限額
(1) 電子処方箋管理サービスの導入	県事業に係る交付申請時点で、社会保険診療報酬支払基金による「医療提供体制設備整備交付金（電子処方箋管理サービス）」の交付決定を受けていること。	1/4	9.7万円
(2) 電子処方箋管理サービスの新機能（リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードによる電子署名対応、処方箋ID検索）の導入	県事業に係る交付申請時点で、社会保険診療報酬支払基金による「電子処方箋の機能拡充の促進事業」の交付決定を受けていること。	1/4	6.1万円
(3) 電子処方箋管理サービスと新機能の同時導入	(1) と同じ	1/4	13.5万円

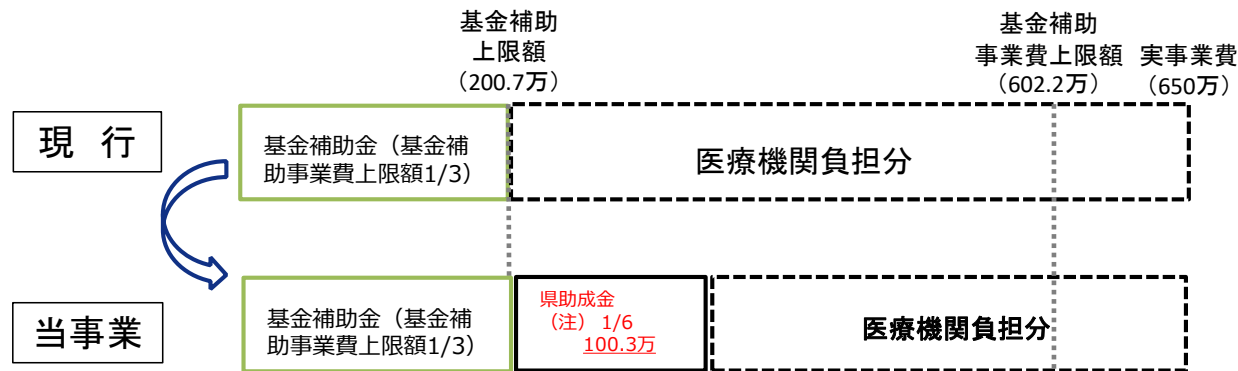
2 その他の条件（(1)～(3)共通）

- ① 1の「対象となる条件」において、社会保険診療報酬支払基金による各事業の交付決定を年内までに受けられる見込みのある事業のみを対象とする。※本要望調査時点で既に交付決定を受けている事業についても対象となる。
- ② 県が今後行う電子処方箋の普及・活用に資する取り組み（県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資材作成、ポスター掲示など）に協力すること。※具体的な内容は今後検討

## 事業の全体イメージ

例：大規模病院において、初期導入と新機能追加を一体で導入した実費用が650万円とした場合

※基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援基金（ICT基金）を活用して実施する医療提供体制設備整備交付金（電子処方箋管理サービス）により実施する補助



(注) 助成金の支給対象となる施設の要件は、以下とする。

- ①既に電子処方箋を導入し、支払基金よりICT基金補助金の交付決定がされていること。
- ②県が定める電子処方箋の普及・活用に資する取り組み(助成金受給後一定期間、県が実施する電子処方箋の活用等に関するモニター、アンケート、データ提供、広報資料作成へ協力、施設内に電子処方箋普及に関するポスターを掲示する等)を実施すること。